

○屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（<u>景観行政団体である市町村の特例等</u>）</p> <p>第二十八条 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、<u>景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第</u> <u>号）第七条第一項に規定する認定市町村である市町村</u>（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。</p> | <p>（<u>景観行政団体である市町村の特例</u>）</p> <p>第二十八条 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、<u>景観行政団体である市町村</u>（指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。</p> |